

2020年6月30日

No.20013
お客さま各位**国内貨物運送約款の改定について（2020年7月1日付）**

平素より JALCARGO をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2020年4月の改正民法施行に伴い、JALグループでは国内貨物運送約款の改定を申請、過日国土交通省より以下内容にて認可を受領いたしましたので変更点を含めご案内をいたします。

記

1. 適用開始日時 : 2020年7月1日(水)

2. JAL/JAIR/HAC 3社、JTA/JAC 2社および RAC 社の約款変更点 :

第2条 約款等の変更現約款

この運送約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

新約款

会社は、この運送約款又はそれに基づく会社規則を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページへの掲示等の適切な方法により、運送約款の変更内容等を告知するものとします。

附則 適用開始日の変更現約款

この運送約款は令和2年4月1日から適用します。

新約款

この運送約款は令和2年7月1日から適用します。

3. RAC 社の約款変更点 :

第1条 約款の適用現約款

1. この運送約款は、会社の国内の貨物運送及びこれに附帯する業務に適用されるものとします。

新約款

1. この運送約款は、会社の国内の貨物運送及びこれに附帯する業務に適用されるものとします。「会社」とは琉球エアークミューター株式会社をいいます。

4. その他ご案内 :

改定後の約款は、近日中に弊社ホームページに掲載いたしますので、詳細は以下 URL よりご確認ください。

(<https://www.jal.co.jp/jalcargo/dom/conditions/>)

以上